

新型コロナワクチン追加接種（3回目）についてお知らせします

（令和4年1月11日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター（ ☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
なお、ワクチン接種は強制ではありません。接種を受ける人の
同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報
メール



岩倉市公式
LINE

高齢者の新型コロナワクチンの追加接種（3回目）について

高齢者には、接種券を2回目接種から6～7カ月後頃に発送します。
既に2回目接種から8カ月後以降に予約をしている高齢者についても、前倒して接種することができます。予約の変更は、Web 予約サイト（接種日の3日前まで）と岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター（ ☎ 0120-056-712）で受付しています。



Web 予約サイト

【追加接種（3回目）の時期】

- 2回目接種から8カ月以上経過後（18歳以上）（国の通知等により変更になる場合があります）
※接種券は、2回目接種から8カ月後頃に発送予定です。
2回目接種後に岩倉市に転入した人等（岩倉市において接種記録が確認できない人を含む）については、接種券の発行申請が必要です。詳細は、市ホームページを確認してください。
※次の人は、2回目接種から6カ月経過後に追加接種（3回目）が可能です。接種券の発行（先行）申請については、市ホームページを確認してください。
- ・医療従事者等
 - ・医療従事者等の同居の家族（医療従事者等が接種した医療機関で接種可能な場合のみ）
 - ・高齢者・障がい者の入所・通所施設の利用者および従事者（施設において接種体制を確保した上で実施可）
 - ・病院、診療所で入院している人

【使用するワクチン】

追加接種（3回目）は、1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチンを1回接種します。接種を受ける時期に供給されているワクチンを接種することができます。
※モデルナ社製ワクチンにおける追加接種（3回目）は、1・2回目接種で用いた量の半量となります。

【接種会場】

- 市内協力医療機関（ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン）
使用するワクチンは、医療機関により異なります。

【予約方法】

- ※一部の市内協力医療機関では、医療機関の窓口で予約受付を行います。
- ※予約には接種券が必要です。

★ Web 予約 右記の二次元コードを読み込んでください。市公式 LINE からでも予約ができます。

★ コールセンター ☎ 0120-056-712 受付時間：毎日 午前9時～午後7時

●大規模接種会場 県営名古屋空港ターミナルビル等（モデルナ社製ワクチン）

愛知県が開設します。予約方法等の詳細は、愛知県のホームページをご覧ください。

※貴重なワクチンを無駄にしないため、体調不良等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャンセルは原則ご遠慮ください。



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 および市独自の給付金のご案内

子育て支援課児童グループ（☎ 38-5810）

国が実施するコロナ克服・新時代開拓のための経済対策による子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給します。

※市では、これまで国の制度に基づき、児童手当の特例給付対象相当となる所得制限限度額以上の人への給付金の支給を行わないとしてきましたが、この給付金の支給対象外となる人（児童手当の特例給付受給者等）に対して、児童1人当たり10万円の市独自の給付を行うこととしました。

●支給対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生世代（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童
※高校生世代で結婚をしている人は対象外となります。
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

●支給対象者 上記に記載のある支給対象児童の保護者のうち、児童手当の受給者もしくは、生計を維持する程度の高い人（原則として令和2年中の所得が高い人）

●支給金額 児童1人当たり10万円

●支給手続等

国の基準に基づく支給

【申請が不要な人】

申請不要で給付金を受け取れる人には、令和3年12月に案内を送付し、児童手当の振込口座へ12月27日(月)に振込済です。

【申請が必要な人】

次の人は申請が必要です。1月中旬にお送りした案内を確認していただき、申請をしてください。

- (1) 所属庁から令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く。）が支給されている公務員（令和3年9月に生まれた児童分も含む。）
- (2) 18歳以下の支給対象児童のうち令和3年9月30日時点で高校生世代（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育している保護者で生計を維持する程度の高い人（原則として令和2年中の所得が高い人）（令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人）

- (3) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当（特例給付を除く。）受給者となる人

児童手当特例給付相当の人への市独自の給付金

【申請が不要な人】

令和3年9月分の児童手当特例給付の受給者（令和3年12月末までに児童手当の申請をした新生児の保護者を含む）には、申請不要で給付金を受け取る旨の案内を送付します。

【申請が必要な人】

1月中旬にお送りした案内を確認して、申請をしていただきます。国の基準に基づく所得制限により、支給対象外となった人には、市独自の給付金を支給します。（3）の支給対象外となった人のうち令和4年1月以降に出生届の提出や児童手当の申請をされた人には、窓口等で申請のご案内をしています。

●申請期限 3月31日(木)

※ただし令和4年3月生まれの児童についての申請は、4月15日(金)まで。

●その他 支給対象になる人で、市から案内が届かない人（単身赴任等により岩倉市に単身で在住されている人等、児童が岩倉市に住んでいない場合は案内が届きません）は、子育て支援課へご連絡ください。

その他、給付金についての詳細は、市ホームページをご覧ください。



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金についてお知らせします

●問合先 福祉課臨時特別給付金専用ダイヤル（☎ 81-9201）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり 10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。**給付金を受給するには手続きが必要です。**

市役所2階福祉課の隣に臨時特別給付金窓口を設置しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

令和3年12月10日時点で岩倉市に住民票があり、世帯全員が令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

★**令和3年1月1日時点で岩倉市に住民票がある世帯** 1月下旬に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しました。

★**令和3年1月2日以降に岩倉市に転入した世帯** 2月中旬以降に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付します。

●**手続方法** 送付された「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯（住民税非課税相当の収入となった世帯）

2月21日(月)から申請を受け付けますのでご相談ください。

小学校・中学校の

入学通知書を送付しました

問合先 学校教育課学校教育グループ

（☎ 338・5818）

●**入学対象者**

★**小学校** 平成27年4月2日～

平成28年4月1日に生まれた人

★**中学校** 平成21年4月2日～

平成22年4月1日に生まれた人

※次の場合は、学校教育課へお問い合わせください。

- ・入学通知書が届かない
- ・転出等の理由で指定学校に入学しない
- ・私立学校等に入学する

なお、小学校新1年生で外国籍の人は、就学許可申請が必要です。在留カード（または特別永住者証明書）と印鑑を持参のうえ、学校教育課にお申し出ください。



令和4年岩倉桜まつりは中止します

問合先 商工農政課 (☎38・5812)
岩倉市商工会 (☎66・3400)

「令和4年岩倉桜まつり」は、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場される皆さんおよび関係者の皆さんの健康と安全を考慮し、中止とさせていただきます。桜まつり関連の行事、お祭り広場及び東町休憩所の飲食ブース・露店等の出店、臨時駐車場の設置なども行いませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、例年、桜まつり期間にあわせ、私有地内で物販等の出店もございましたが、桜まつり全体を中止とさせていただきますので、趣旨をご理解のうえ、出店についてご配慮いただきますようお願いいたします。

桜まつり協賛 岩倉街道山車巡行と からくり実演・山車展示は中止します

生涯学習課生涯学習グループ (☎38・5819)

令和4年岩倉桜まつり協賛事業の岩倉街道山車巡行とからくり実演・山車展示は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場される皆さんおよび関係者の皆さんの健康と安全を考慮し、中止します。

市制 50 周年記念事業

健幸都市宣言のまち

いわくら市民健康マラソン～ ONLINE ～を開催します

生涯学習課スポーツグループ (☎38-5819)

中止となった健幸都市宣言のまち第10回いわくら市民健康マラソンの代替として開催します。

このイベントは、競技性を重視するのではなく、市民の皆さんの健康増進とスポーツに取り組むきっかけづくりを目的として開催するものです。

開催期間中の計測回数に制限はなく、期間内に10kmを走りきれば完走となります。

- 開催期間 3月4日(金)～13日(日)
- 対象 市内在住の小学生以上の人(定員500人)
- コース オンラインマラソンのため指定なし(完走者には動画完走証およびPDF完走証が送られます)
- 参加料 500円(エントリー手数料220円を含む)
- 賞品 参加賞(タオル)

※参加賞は総合体育文化センター受付にてお渡しします。また、完走した人には抽選で50人に岩倉市の名産品が送られます。

- 申し込み 2月1日(火)～21日(月)にRUNNET(インターネット)よりお申し込みください。
 - 主催 岩倉市、岩倉市教育委員会
 - 主管 岩倉市スポーツ協会
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

岩倉市地域福祉計画に関するアンケート結果をお知らせします

福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

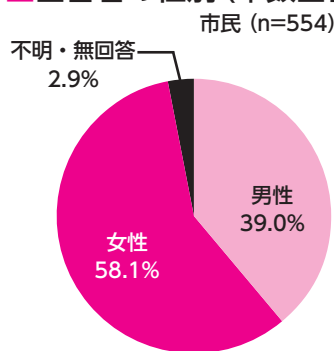
たくさんのご意見ありがとうございました！
令和3年9月に、地域福祉に関するアンケートを実施し、554人からご回答を頂きました。アンケートの結果を抜粋してご紹介します。皆さんの貴重なご意見を今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

■調査の概要

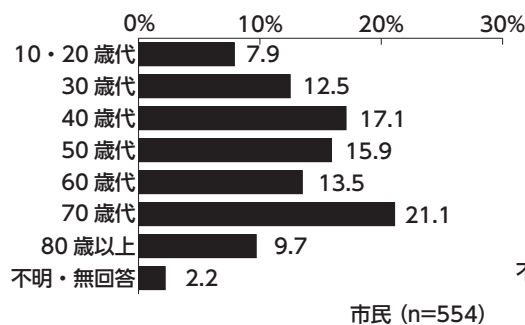
	内容
調査名	岩倉市民の「参加・つながり」と「安心」のまちづくりに関するアンケート調査
対象	18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人
調査期間	令和3年9月1日～30日
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	回収数：554（回収率：27.7%）

1 回答者の内訳

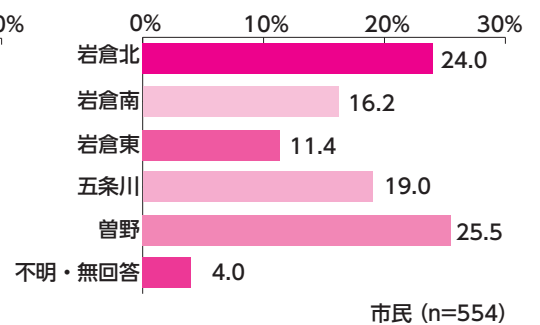
■回答者の性別（単数回答）



■回答者の年齢（単数回答）



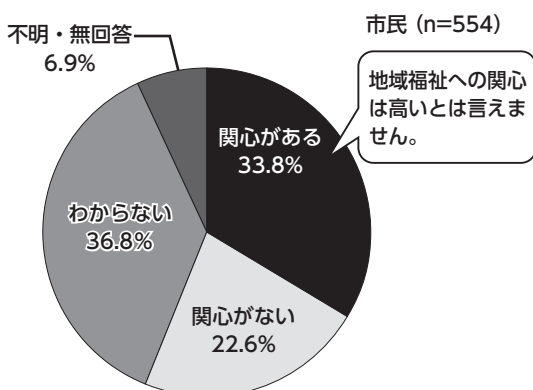
■居住小学校区（単数回答）



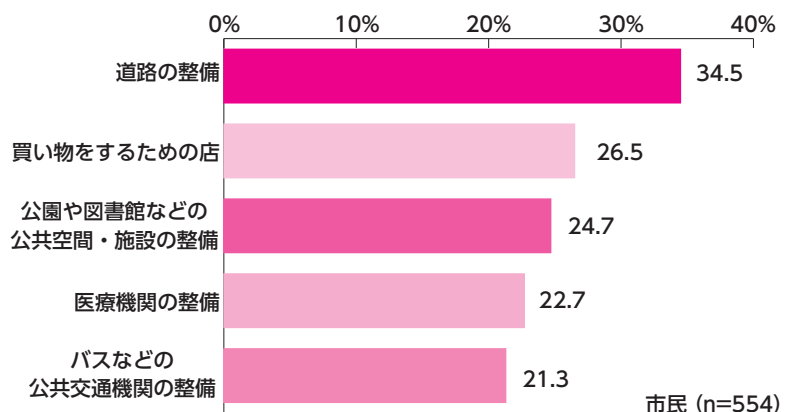
2 地域福祉活動への関心や暮らしの気付き

- 地域福祉計画に基づく活動についての関心の状況は、「関心がある」が33.8%、「関心がない」が22.6%となっている一方で、最も割合が高い項目は「わからない」の36.8%となっています。
- 暮らしの中で気になっていることについて、全体では「道路の整備」「買い物をするための店」「公園や図書館などの公共空間・施設の整備」の割合が高く、都市整備に関する事項が多くあがっています。

■地域福祉活動への関心（単数回答）



■暮らしの中で気になっていること（複数回答）※上位5位

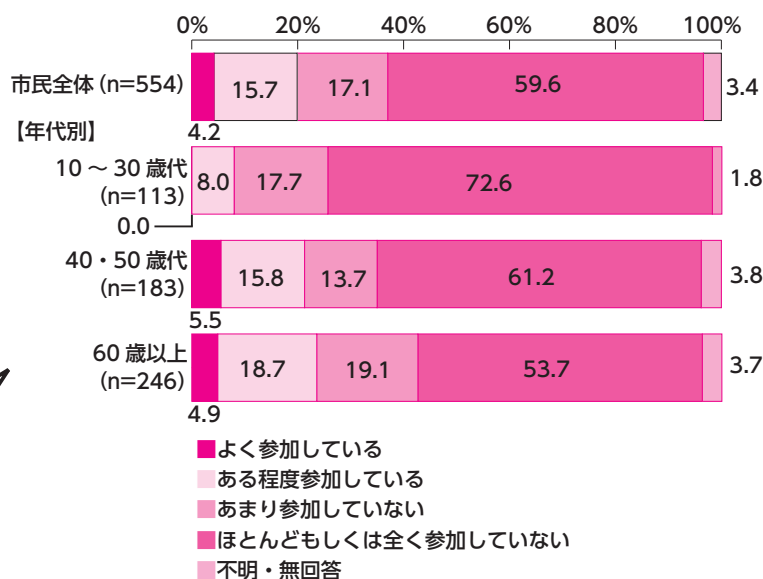


3 地域活動への参加状況

●地域活動の参加状況について、全体では「よく参加している」と「ある程度参加している」を合わせた『参加している』割合が19.9%となっています。「ほとんどもしくはまったく参加していない」が59.6%と、半数以上が活動に参加していません。年代別でみると、若い世代で特に『参加している』割合が低くなっています。

若い世代で地域活動に参加している人が少ない状況である一方、比較的高齢層の活動が活発です。

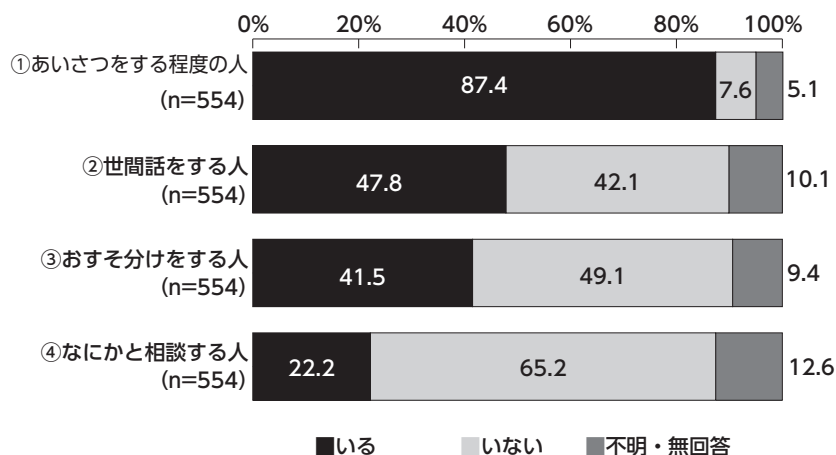
■地域活動の参加状況について・年齢別クロス(単数回答)



4 近所づきあいの状況

●現在、近所の人とどの程度の付き合いをする人がいるかについて、「①あいさつをする程度の人がある」は87.4%、「②世間話をする人がある」は47.8%、「③おすそ分けをする人がある」は41.5%、「④なにかと相談する人がある」は22.2%となっています。

■近所の人との付き合いの状況(①～④それぞれ単数回答)



多くの人は近所の人と「あいさつをする」程度のつきあいをしています。相談するなど、比較的深いつきあいをしている人は約2割にとどまっています。

令和4年度に「第3期岩倉市地域福祉計画」を策定します。

現在、岩倉市では「第2期岩倉市地域福祉計画」を推進しています。令和4年度でこの計画の期間が満了となることから、これまでの取組の推進状況を踏まえるとともに、時代の変化や市民の皆さんの意見を反映した新たな計画として「第3期岩倉市地域福祉計画」を策定します。

今回の調査結果は、新たな計画の策定に生かしていきます。調査へご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

令和3年度岩倉市職員採用候補者試験（令和4年4月1日採用予定）を行います

問合先 秘書企画課秘書人事グループ（☎ 38-5801）

1 職種・採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格		
		学歴	年齢等	資格等
保育職	1人	短大 大学	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 令和4年3月31日までに卒業見込みの人、または卒業した人	保育士資格を有する人、または取得見込みの人

※「短大」とは、学校教育法による専修学校の専門課程のうち、総授業時間数が1,600時間以上で修学年限が2年以上の学校を含みます。

※地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は受験できません。

2 採用予定日 令和4年4月1日

3 一次試験

日時	2月19日(土) 午前9時～11時30分（受付：午前8時15分～8時45分） ※受付時間を過ぎた場合、受付できない場合があります。
会場	市役所 7階 第2・第3委員会室（受験者数により変更となる場合があります。）
試験内容	基礎能力検査（SPI）、適性検査

※二次試験以降の試験日、試験内容については、市ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

4 受験手続

（1）試験申込書および受験票の請求方法

ア 郵送請求

封筒に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼ったA4判サイズの返信用封筒〔郵便番号・住所・氏名を明記〕を同封してください。

イ インターネットでの入手

市ホームページからダウンロードすることができます。

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、市役所では試験申込書および受験票を配付しません。

（2）申込方法

受付期間	2月1日(火)～10日(木)（必着）
提出書類	岩倉市職員採用候補者試験申込書（市指定のもの）、受験票（市指定のもの） ※試験申込書は、A3サイズで提出。貼付の写真は、6カ月以内に撮影したもの。
申込方法	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、郵送により申し込んでください（持参での申し込みは不可）。 ※受付期間内必着のこと（封筒に「採用試験申込み」と朱書きし、提出書類〔受験票は、表裏に必要事項を明記・63円切手貼付〕を必ず同封してください。）
受験票の交付	提出書類の受付後、受験番号を記入した受験票を返送します。

※試験会場へは、公共交通機関などを利用してお越しください（市役所へは、名鉄岩倉駅から徒歩3分）。

5 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の点にご協力ください。

- ・当日の朝、体温を検温し、37.5℃未満であることを確認してください（37.5℃以上の場合は受験をお控えください。その際の連絡は不要です）。併せて、受付時に非接触型体温計で検温します。この検温の際に37.5℃以上の熱がある場合も受験をお断りします。
- ・当日は、マスクを着用してください（マスクの着用がない場合は、受験をお断りします。）。
- ※ただし、呼吸器疾患等によりマスクの着用を免除できる場合もありますので、詳しくは上記連絡先にお問い合わせください。
- ・会場にはアルコール消毒を設置しますので、ご使用ください。

要介護認定者のおむつ代を

医療費控除の対象とする際の

「確認書」を交付します

問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

次の条件を全て満たしている場合は、おむつ代を医療費控除の対象とする際の「確認書」を交付することができます。交付を希望する人は、長寿介護課へ申請してください。

なお、この条件に該当しない人が、医療費控除を受けるためには医師が交付する「おむつ使用証明書」が必要です。

●交付条件

- ①介護保険の要介護認定を受けている人であること
- ②おむつ代について医療費控除を受けるのが継続した2年目以降であること
- ③主治医意見書の作成日が、おむつを使用し控除を受けようとする年のものであること。ただし、要介護認定の有効期間が13カ月以上の人については、認定された年のものであること
- ④主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が「寝たきり」であること
- ⑤主治医意見書の尿失禁発生の可能性の記載が「あり」であること

●おむつ代の医療費控除とは

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで、医師の治療を受けている人のおむつ代は、治療を受けるために必要な費用として医師が「おむつ使用証明書」を交付する場合、医療費控除の対象とされています。

前年におむつ代について医療費控除を受けた人であって、その翌年、主治医意見書により、治療上継続しておむつが必要と確認できる場合は、市の交付する「確認書」でも医療費控除を受けることができます。

マイナンバーカードの交付申請書が発送されます

問合先 ★マイナンバーカードの申請に関すること：市民窓口課窓口グループ（☎38-5807）

★後期高齢者医療に関すること：市民窓口課保険医療グループ（☎38-5833）

マイナンバーカードをまだお持ちでない75歳以上の人を対象に、2月中旬頃から順次、後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカードの二次元コード付き交付申請書が発送されます。

市民窓口課では、タブレット端末を使用したマイナンバーカードの申請サポートを行っています。

マイナンバーカードの申請方法がよく分からない人はお気軽に市民窓口課までご相談ください。

※申請サポートは予約優先となります。

●受付時間 月～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時

●ところ・予約先 市役所1階市民窓口課

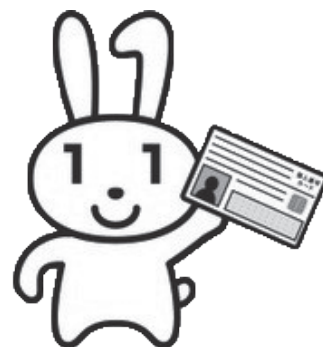
●持ち物

・個人番号カード交付申請書

（送付されてきた申請書をお持ちください。）

・本人確認書類（運転免許証等）

※健康保険証等、顔写真のないものは2点必要です。



介護保険サービスの自己負担額等が医療費控除の対象となる場合があります

長寿介護課介護保険グループ (☎ 38-5811)

確定申告の際に領収証を添付または、提示してください。

居宅サービスの医療費控除

	サービスの種類
①対象となる 居宅サービス (医療系サービス)	1. (介護予防) 訪問看護 2. (介護予防) 訪問リハビリテーション 3. (介護予防) 居宅療養管理指導 4. (介護予防) 通所リハビリテーション (食費を含む) 5. (介護予防) 短期入所療養介護 (滞在費・食費を含む) 6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る) 7. 看護・小規模多機能型居宅介護サービス (医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) に限る)
②医療系サービスと 併せて利用する場合のみ 対象となる 居宅サービス	1. 訪問介護 (生活援助中心型を除く) 2. 夜間対応型訪問介護 3. (介護予防) 訪問入浴介護 4. 通所介護 5. 地域密着型通所介護 6. (介護予防) 認知症対応型通所介護 7. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 8. (介護予防) 短期入所生活介護 9. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) 10. 看護・小規模多機能型居宅介護サービス (医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) に限る) 11. 地域支援事業の訪問・通所型サービス (生活援助中心のサービスを除く)
③対象外となる 居宅サービス	1. 訪問介護 (生活援助中心型) 2. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 3. 特定施設入居者生活介護 4. (介護予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護 5. (介護予防) 福祉用具貸与 6. 看護・小規模多機能型居宅介護サービス (生活援助中心型の訪問介護の部分) 7. 地域支援事業の訪問・通所型サービス (生活援助中心のサービスに限る) 8. 地域支援事業の生活支援サービス

※表中で医療費控除の対象外となる場合でも、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 (居宅サービスの対価として支払った額の 10 分の 1 に相当する金額) は、医療費控除の対象となります。

施設サービスの医療費控除

施設名	対象額
1. 介護老人福祉施設 2. 地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価 (介護費、食費および居住費) として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額
1. 介護老人保健施設 2. 介護療養型医療施設 3. 介護医療院	施設サービスの対価 (介護費、食費および居住費) として支払った額

※日常生活費、特別なサービスに対する費用等は、原則として医療費控除の対象となりません。

※指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設等が発行する領収書には、医療費控除の対象となる金額が記載されることになっています。

令和4年4月診療分から、 子ども医療費の助成対象年齢を拡大します

問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

現在、中学校3年生までの子どもには、入院・通院医療費の自己負担額を助成していますが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月診療分から助成対象年齢を18歳到達年度末までに拡大します。

●今後のスケジュール

★現在子ども医療費受給者証を持っている人

手続きは必要ありません。3月下旬に新しい受給者証を郵送します。

★令和4年度に17歳・18歳を迎える人（障害者医療、母子・父子家庭医療の受給者を除く）。

新たに申請が必要です。対象の人には1月下旬に「子ども医療費受給者証交付申請書」を郵送しましたので、必要事項を記入し、子どもの健康保険証の写しを添付のうえ、市民窓口課保険医療グループまで返送してください。返送していただいた人には、3月下旬に受給者証を郵送します。

対象年齢	変更前 (令和4年3月31日まで)		変更後 (令和4年4月1日から)	
	窓口自己負担の内容 (保険診療分医療費)		窓口自己負担の内容 (保険診療分医療費)	
	通院	入院	通院	入院
0歳～中学生 (15歳到達年度末まで)	なし	なし	なし	なし
高校生世代 (18歳到達年度末まで)	3割負担	3割負担	なし	なし

※所得制限はありません。

※入院時の食事代や差額室料、保険対象外の医療費については助成できません。

※ご加入の健康保険から支給される高額療養費及び付加給付金相当額は助成できません。高額療養費や付加給付金が支給された場合は、岩倉市に返還していただきます（委任状の提出をお願いすることがあります）。

※県外の医療機関で受診した場合は、一旦医療機関窓口で自己負担分を支払っていただき、後日、市民窓口課保険医療グループで払い戻しの手続きを行ってください。



確定申告会場

2月16日(水)から！

小牧勤労センター は **3月15日(火)** 受付終了

※昨年までは小牧市公民館で開設していましたが、
今年は会場が変更になっていますのでご注意ください。

岩倉市役所

は **2月28日(月)** 受付終了

令和3年分

所得税および復興特別所得税
個人市県民税

申告の ご案内

問合先 **市県民税の申告について**
税務課 (☎ 38-5806)
確定申告について
小牧税務署 (☎ 0568-72-2111)

開設内容詳細

小牧勤労センターの会場

期間	手続き	市県民税の申告	確定申告	時間
2月16日～ 3月15日	申告相談	×	○ 整理券が必要	午前9時～午後5時 (午後4時受付終了) 2月20日(日)・2月27日(日)は開設
	提出のみ	×	○	

※土・日曜日、祝日を除く

岩倉市役所の会場

期間	手続き	市県民税の申告	確定申告	会場	時間
2月1日 ～15日	申告相談	○	×	2階 税務課	午前8時30分～午後5時15分
	提出のみ	○	○		
2月16日 ～28日	申告相談	○ 事前予約制	○ 事前予約制	7階 大会議室	午前8時30分～午後5時
	提出のみ	○	○	2階 税務課	午前8時30分～午後5時15分
	税理士による 無料税務相談所	×	○ 先着順	7階 第1委員会室	午前9時30分～午後4時
	申告相談	○	×	2階 税務課	午前8時30分～午後5時15分
3月1日 ～15日	提出のみ	○	○		

※土・日曜日、祝日を除く

岩倉市役所の確定申告会場は **完全事前予約制** です！

▶ 予約受付期間 1月17日(月)～2月28日(月)

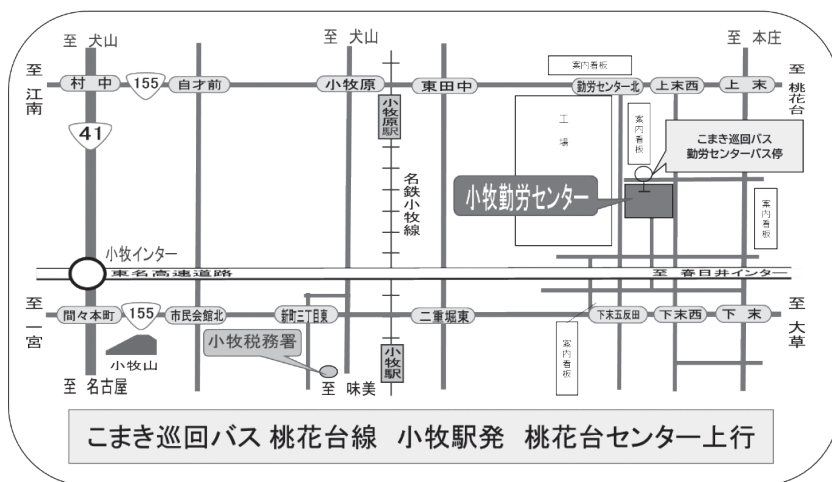
▶ 予約方法

- ① 右の二次元コードから予約フォームへ。
- ② 予約フォームへ必要事項を入力し送信。
- ③ 来庁時に予約確定のメールが確認できるスマホや携帯の画面または印刷した紙を提示。



注意

- ・ 予約は一人1回まで（2人分申告する際にはそれぞれ予約が必要）です。
- ・ 同フロアに設置される『税理士による無料税務相談所』とは別のものです。
『税理士による無料税務相談所』の予約の受付はできません。
※午前9時15分までに会場へお越しください。定員に達し次第受付を終了します。
- ・ 申告内容により受付できないことがあります。市役所の確定申告会場で受付できない内容については広報12月号16ページまたは市ホームページをご確認ください。
- ・ 往復はがきでの予約は2月4日(金)必着です。詳細は広報1月号をご確認ください。



小牧勤労センターです

税務署設置の申告会場は

※小牧市公民館での開設はありませんのでご注意ください。

申告の際は証明書類を忘れずに!!

せっかく会場へお越しになっても、必要な書類に漏れがあると受付できない場合があります。お出かけの際は忘れ物にご注意ください。

必要な書類については下記を参考にご用意ください。
※主な例ですので申告内容によって別途書類が必要な場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

▼ 共通

- ・マイナンバーカード
※マイナンバーカードがない場合はマイナンバーが確認できる書類+身分証明書（免許証等）
- ・利用者識別番号がわかる書類（番号を作成したときの紙または税務署からの通知はがき 等）
- ・通帳（還付申告の場合）

▼ 控除に関する書類（例）

社会保険料控除	控除証明書（国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療保険）
生命・地震保険料控除	保険会社から届く控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除認定書
医療費控除	医療費控除の明細書（完成済のもの） 医療費のお知らせ
寄附金控除	寄附金受領証

▼ 収入に関する書類（例）

給与	給与の源泉徴収票
公的年金	公的年金の源泉徴収票 （振込通知では受付できません）
個人年金	保険会社から届く証明書類
保険金	保険会社から届く証明書類
事業・農業・不動産	収支内訳書
報酬・謝礼	支払調書・経費がわかるもの

▶ 会場へお越しになる人へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のことにご協力ください。

- マスクの着用や手指の消毒にご協力ください。
- 発熱など体調不良のある人は来庁をご遠慮ください。
- なるべく一人での来庁にご協力ください。

- 入場時に検温を実施します。37.5 度以上の発熱がある場合、咳など風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した際には入場をお断りさせていただきます。

確定申告書を **ご自身で作成していただけます！**

国税庁のホームページに開設されている『確定申告書等作成コーナー』では、確定申告書を簡単に作成することができます。

空いた時間に自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスでき、税金の計算は自動で行われます。ぜひご利用ください！

作成した申告書は電子申告、税務署へ郵送のほか、3月15日まで市役所2階のBOXに提出できるイワ

